

④青森市設計業務等委託請書標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>(総則)</p> <p>第1条 この契約を履行するに当たり、この約款 <u>(請書を含む。以下同じ。)</u>に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質疑回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本の法令を遵守します。</p> <p>(後略)</p>	<p>((総則)</p> <p>第1条 この契約を履行するに当たり、この約款に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質疑回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本の法令を遵守します。</p> <p>(後略)</p>
<p>第2～12条(略)</p>	<p>第2～12条(略)</p>
<p>(履行期間の延長)</p> <p>第13条 自らの責めに帰することができない <b>事</b>由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その<b>事</b>由を明示した書面により、市に履行期間の延長変更を請求することができます。</p>	<p>(履行期間の延長)</p> <p>第13条 自らの責めに帰することができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、市に履行期間の延長変更を請求することができます。</p>
<p>第14条(略)</p>	<p>第14条(略)</p>
<p>(一般的損害)</p> <p>第15条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。)については、市の責めに帰する <b>事</b>由により生じたものを除き負担します。</p>	<p>(一般的損害)</p> <p>第15条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。)については、市の責めに帰する理由により生じたものを除き負担します。</p>
<p>(第三者に及ぼした損害)</p> <p>第16条 業務を行うにつき第三者に損害(次項に規定する損害を除く。)を及ぼしたときは、市の責めに帰すべき <b>事</b>由により生じたものを除き、その賠償額を負担します。</p> <p>(後略)</p>	<p>(第三者に及ぼした損害)</p> <p>第16条 業務を行うにつき第三者に損害(次項に規定する損害を除く。)を及ぼしたときは、市の責めに帰すべき理由により生じたものを除き、その賠償額を負担します。</p> <p>(後略)</p>
<p>第17～23条(略)</p>	<p>第17～23条(略)</p>
<p>(催告によらない契約の解除)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除されても異議はありません。</p> <p>(中略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当するときは。</p>	<p>(催告によらない契約の解除)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除されても異議はありません。</p> <p>(中略)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当するときは。</p>

④青森市設計業務等委託請書標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>イ <u>役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時設計業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）又はその使用人が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。</u></p> <p>ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>ハ <u>役員等が、</u>自ら、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</p> <p>ニ <u>役員等が、</u>暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>ホ <u>役員等が、</u>暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>ト 自ら、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、市から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、従わなかったとき。</p>	<p>イ 自ら、役員又は使用人が</p> <p>暴力団員であると認められるとき。</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>ハ 自ら、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</p> <p>ニ 自ら、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>ホ 自ら、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>ト 自ら、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、市から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、従わなかったとき。</p>
第25～29条（略）	第25～29条（略）